

秋田県町村電算システム共同事業組合議会公印規程

平成 25 年 4 月 9 日
議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、秋田県町村電算システム共同事業組合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称及び寸法等)

第 2 条 公印の名称及び寸法等は、別表のとおりとする。

(保管)

第 3 条 公印は、議長の指定した者が保管する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第 4 条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(補則)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、秋田県町村電算システム共同事業組合公印規程(平成 25 年秋田県町村電算システム共同事業組合訓令第 4 号)の例による。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 9 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	ひな形
秋田県町村 電算システム 共同事業 組合議会印	てん 書	方 21	木 印	1	組 合 議 会 名 を も っ て す る 文 書	秋田県町村 電算システム 共同事業 組合議会印
秋田県町村 電算システム 共同事業組合 議会議長之印	てん 書	方 21	木 印	1	議 長 名 を も っ て す る 文 書	秋田県町村 電算システム 共同事業組合 議会議長之印